

議案第7号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

社会教育指導員及び家庭教育指導員の報酬の額等を見直すとともに、非常勤特別職の職員として家庭教育支援員を設置するほか、水道審議会委員、市税等徴収補助員及び水道料金等徴収補助員を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水道審議会委員の項を削り、同表中

「

| | | |
|---------|----|--------|
| 社会教育指導員 | 月額 | 80,000 |
| 家庭教育指導員 | 月額 | 80,000 |

」を

「

| | | |
|---------|----|--|
| 社会教育指導員 | 日額 | 6,800 (ただし、勤務時間が 3時間以内の場合は、 3,400円とする。) |
| 家庭教育指導員 | 日額 | 6,800 (ただし、勤務時間が 3時間以内の場合は、 3,400円とする。) |
| 家庭教育支援員 | 日額 | 6,800 (ただし、勤務時間が 3時間以内の場合は、 3,400円とする。) |

」に

改め、市税等徴収補助員の項及び水道料金等徴収補助員の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。